

第120号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

第1条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第46条第9号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に、「同条第21項」を「同条第22項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（法附則第12条の2の2第1項に規定する条例で定める路線）

24 法附則第12条の2の2第1項に規定する条例で定める路線は、地域住民の生活上必要なバス路線の維持のために知事が交付する補助を受けて運行する路線であって規則で定めるものとする。

第2条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

第46条第9号中「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に、「同条第22項」を「同条第26項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例附則第24項の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。